

令和5年度
事業計画書

社会福祉法人かすみがうら市社会福祉協議会

事業計画

I 基本方針

社会保障改革をはじめ、超少子高齢化型人口減少社会が急速に進展する中、地域の生活環境に合わせた福祉事業の取り組みが重要になると考えております。また、経済情勢や雇用環境の厳しさにより生活困窮や低所得の問題、ひきこもり等の社会的孤独の問題など、地域における生活課題は深刻化し、広がっています。

このような状況において、誰もが安心して暮らすことができる福祉の推進を使命とする社会福祉協議会としては、こうした地域福祉の課題を受け止め、「互いを思いやり安心して住み続けられる共生のまちづくり」を本会の基本理念として、その解決に向けた取り組みを図ることを目指してまいります。

II 重点目標

1. 地域を想う人と支えあうつながりづくり【手を取りあう】

- 地域のネットワークづくりの推進
- 地域ケアシステム事業の推進
- 地区社協事業活動の強化
- 生きがい対策事業の推進
- 福祉体験活動の推進
- ボランティアセンターの推進
- 災害ボランティアセンターの推進

実施計画	実施施策	具体的施策
1. 地域福祉の充実	1. 地域福祉活動	①地区社協事業 ②福祉用具貸出事業 ③福祉車両貸出事業 ④盲導犬介助犬聴導犬飼育管理補助事業 ⑤ひきこもりサロン事業 ⑥地域ケアシステム推進事業 ⑦子どもヘルパー派遣事業 ⑧ふれあい・いきいきサロンの推進 ⑩生活支援体制整備事業
	2. 障がい福祉	①在宅障がい児者交流会
	3. 子ども福祉	①母子父子福祉事業 ②おもちゃ図書館運営事業 ③ファミリーサポートセンター事業

	4. 高齢者福祉	①高齢者生きがい事業 ②食の自立支援事業 ③元気シニアボランティア事業
	5. ボランティア活動	①ボランティアセンター活動推進事業 ②福祉体験推進事業 ③災害ボランティアセンター運営のための連携強化 ④ボランティア連絡協議会との連携強化 ⑤エコキャップ回収事業・入れ歯回収事業 ⑥NPO法人フードバンク協力支援
	6. 援護対策	①歳末たすけあい配分事業 ②災害見舞金支給事業 ③小口貸付資金貸付事業 ④困窮者食糧支援事業 ⑤生活福祉資金貸付事業

2. 包括的な支援体制づくり【手をさしのべる】

- 業務体制の再構築及び効率化
- 在宅福祉サービスの推進
- 介護保険サービスの推進
- 障害者総合支援
- 総合相談機能の強化

実施計画	実施施策	具体的施策
2. 福祉サービスの充実	1. 在宅福祉サービス	①日常生活自立支援事業 ②成年後見制度利用促進に関する 中核機関運営事業
	2. 介護保険サービス	①居宅介護支援事業 ②予防居宅介護支援事業 ③要介護認定調査事業
	3. 障害福祉サービス	①地域活動支援センター事業
	4. 相談支援	①心配ごと相談事業 ②なんでもかんでも相談会 (ひきこもり、ニート等) ③生活困窮者自立相談支援事業 ④生活困窮者家計改善支援事業 ⑤生活困窮者就労準備支援事業 ⑥被保護者家計改善支援プログラム事業 ⑦被保護者就労準備支援プログラム事業 ⑧ひきこもり支援事業

3. 安全・安心に暮らせる環境づくり【手をたずさえる】

- 地域福祉活動の財源確保
- 地区社協組織の充実
- 社協職員の資質向上及び専門職員の育成
- 広報啓発活動の充実強化

実施計画	実施施策	具体的施策
3. 財務・組織体制づくりの確立	1. 財務・組織体制の強化及び広報活動の推進	①社協会費（一般会員・特別会員・法人会員） ②共同募金・歳末たすけあい募金 ③市関係及び介護保険等の収入 ④広報啓発活動 ⑤研修等の充実による職員の資質向上 ⑥専門性の高い職員の育成 ⑦企画部門の充実 ⑧地区社協組織の見直しと充実 ⑨地域福祉活動計画の策定

Ⅲ 実施事業

事業区分	拠点区分	サービス区分	事業の目的・概要	期待される効果	実施時期等	予算額 (単位：千円)
社会福祉 事業	法人運営 事業	1 法人運営 事業	(1)会務の運営 本会の事業方針・内容を協議し決定する。 ・理事会・評議員会の開催 ・各種委員会の開催 (2)茨城県社会福祉大会への参加 (3)関東ブロック都市町村社協職員 合同研究協議会	・役員、各種委員の意見を取り入れ、健全な法人運営・及び事業の推進に努める。 ・社会福祉事業功労者等が表彰されることで、関係者の励みとなり更なる発展となる。 ・専門職同士のネットワークづくりや福祉人材の確保・定着の方策を学ぶ。	理事会 5・6.10・3 月 評議員会 6・3 月 監査 5 月 評議員選任・解任委員会 10 月 7 月	1 0 8 , 2 1 2
		2 共同募金 配分金事業	(1)障がい児者福祉活動事業 (400) ①障がい者関係団体への援助協力 ②おもちゃ図書館の運営 (2)児童・青少年福祉活動事業(456) ①福祉体験学習会の実施 ②福祉体験教育の実施 小中学校からの依頼により、インスタント シニア、車イス、アイマスク等の体験教育 を行う。	・地域で暮らす障がい児・健常児が障害の有無の枠を越えおもちゃを通じ楽しく遊ぶ。 ・小学生が福祉の理解を深め自立と思いやりの心を持つ。 ・小中学生が、バリアフリーやノーマライゼーションについて学び、障がい者や高齢者の理解を深めることが出来る。	毎週木曜日 8 月 通年	1 1 , 0 5 6

			(3)ボランティア活動事業 (2,378) ①ボランティア養成講座の実施 ②ボランティア団体への援助協力 ③ボランティア協力校への援助協力 (4)母子父子活動事業 (815) ①母子寡婦福祉会への援助協力 ②一人親世帯の入学祝い品の配布 ③準要保護卒業支度金 (5)福祉育成活動事業 (766) ①見守り活動及びサロン事業への支援 ②広報紙の発行 (6)心配ごと相談所事業の実施 (202) (7)歳末たすけあい配分事業 (5,638) ①要援護者への援護金の配分 ②在宅障がい者交流会 ③安否確認 ④地区社協活動事業への支援 (8)共同募金啓発事業(401)	・ボランティアの養成をして地域福祉の活発化につながる。 ・住民による自主的な活動を支援し安心して暮らせる地域社会づくりの実現。 ・共同募金運動の理解につなげる。 ・民生委員児童委員の協力のもと要援護者への支援活動 ・地域における交流を通して参加者の連携をより深め、高齢者団体の活性化を図る。	3 月 第 2 ・ 4 水曜日 12 月	
		3 ボランティアセンター事業	ボランティアセンターの運営 ボランティアの相談、調整、啓発 ボランティアサークルへの支援	・ボランティア活動を推進し、地域福祉の活性化につなげる。		2 6 4

		4 地区社協 育成事業	地区社協事業の推進 ①地区社協への助成と支援 ②各種団体への助成	・地区組織を活発化させ、地 域で支えあう場を提供す る。		3, 1 5 8
		5 福祉啓発 推進事業	(1)福祉啓発推進事業 (431) ①福祉振興基金積立 (2)高齢者生きがい事業 (251) ①高齢者団体への援助協力 (3)広報活動の実施 (1,445) ①広報紙の発行 ホームページへの掲載 ②社協会員加入促進 (4)ひきこもり支援事業 (753) ①ひきこもりサロ活動への支援 ②なんでも相談会の実施	・高齢者の生きがいづくりを 支援し、心身ともに健康な 高齢者の活性化につなげ る。 ・社協の活動の理解、賛同を 得る。 ・ひきこもり及びその家族の 心労などから解放するた め、同様の悩みがある方や 支援する方が一緒になって 考える場の提供や相談会の 開催により効果的に支援が 図れる。	年 4 回 (4・7・10・1月)	2, 8 8 0
		6 食の自立 支援事業	「食」の自立支援事業の実施 ①霞ヶ浦地区配食サービス	・在宅の独居高齢者等の食生 活の改善と安否確認	偶数月の月 2 回	1 2 7

		7 生活福祉 資金貸付 事業	生活福祉資金貸付事業の実施 【県社協】 生活困窮者等に対し、福祉資金の貸付を行い償還 指導や支援活動を通じて安定と自立を図る。	・経済的自立及び生活意欲の 助長促進	通年	5, 0 4 5
		8 日常生活 自立支援 事業	日常生活自立支援事業について 認知症高齢者や知的、精神に障害のある方等判断 能力が不十分で、かつ親族などの援助が得られない 方に対し福祉サービス利用手続日常生活の金銭管 理等の支援を行う（県社協）	・在宅において自立した生活 が送れるようになる。	通年	8 6 2
		9 善意銀行 事業	善意銀行事業の実施 地域から受けた善意の寄附金品の管理をする。 委員会で配分方法を協議する。 配分計画 ①障がい者福祉 盲導犬助成 ②低所得者支援 ③災害見舞金 ④坂本博交通遺児入学支度金 ⑤準要保護世帯へ小学校入学準備金の支給	・社会的弱者等への支援を行 うことにより対象者の負担 軽減を図る。	通年	8 8 8
		10 小口貸付 資金貸付 事業	小口貸付資金貸付事業 生活困窮者等に対し、緊急資金の貸付を行い償還 指導や支援活動を通じて安定と自立を図る。	・経済的自立及び生活意欲の 助長促進	通年	1, 3 0 0

公益事業	受託事業	1 地域ケアシステム推進事業	地域ケアシステム推進事業の実施 保健・医療・福祉の連携により効果的に援助ができるよう連携を強化、在宅サービス体制を構築する。 ①保健・医療・福祉担当者連絡会議の実施 ②ケース検討会議	・様々な問題に対し、関係機関の協力の下、改善を図り安定した生活に寄与する。	通年 月1回 年2回	7, 4 9 7
		2 地域活動支援センター事業	地域活動支援センター事業の実施 作業訓練及び生活訓練を通して、障がい者の自立と社会参加を促進する。	・利用者が日常生活を円滑に送れることが出来る。	通年 利用者6名	1 8, 1 8 9
		3 子どもヘルパー派遣事業	子どもヘルパー派遣事業の実施 子どもたちが高齢者と触れ合う機会が増え、福祉について理解を深め、やさしい心が芽生える。	・小学校と連携し総合的学習の時間を通して福祉教育の充実を図ることが出来る。 (R5年度 霞ヶ浦南小学校)	学校と調整の上 決定する	1 4 1
		4 いばらきねんりんスポーツ事業	老人スポーツ事業の実施 ①いばらきねんりんスポーツ予選会の実施 ②いばらきねんりんスポーツ大会の参加	・高齢者に適したスポーツを通して健康の保持増進を図り、地域間の交流を深め、明るく活力ある長寿社会の実現。	6月 10月	1 5 0
		5 自立相談支援事業	生活困窮者自立支援制度の実施 生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施して個々人の状態にあった支援プランを作成し、必要なサービスの提供につなげる。	・生活保護に至る前の段階から早期に支援することにより、生活困窮状態からの早期自立を支援出来る。	通年	1 5, 6 8 6
		6 家計改善支援事業	生活困窮者自立支援制度任意事業 生活困窮世帯のうち家計管理の必要な世帯の相談に応じアセスメントを実施して個々人の状態にあった家計再生プランを作成し、家計の再建に向けた支援を行う。	・生活保護に至る前の段階から早期に支援することにより、生活困窮状態からの早期自立を支援出来る。	通年	7, 0 0 0
		7 就労準備支援事業	生活困窮者自立支援制度の実施 就労に必要な知識・技能が欠けており、就労する事が困難な対象者に一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的に行う。	・生活保護に至る前の段階から早期に支援することにより、生活困窮状態からの早期自立を支援出来る。	通年	7, 0 0 0

		8 被保護者 家計改善支援 プログラム 事業	生活保護法制度の実施 就労による自立（生活保護廃止）後に再度生活保護の受給に至らないようにするため、家計管理方法の提案、支援をする。また、子どもの大学等への進学に向けた経費等についての助言を行う。	・自立した生活を維持・向上することで、生活保護脱却後に再度生活保護の受給に至らないようになる。	通年	3, 0 0 0
		9 被保護者 就労準備支援 プログラム 事業	生活保護法制度の実施 就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者等の支援をする。	・自立した生活を維持・向上することで、生活保護脱却後に再度生活保護の受給に至らないようになる。	通年	5, 0 0 0
		10 ファミリー サポート センター事業	ファミリーサポートセンター事業 児童等の子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童等の預かりの援助を受けたいものと当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡及び調整を行う。	・仕事と子育てを両立できる環境を整備し、地域における育児の相互援助を推進することにより、本市における子育て支援ができる。	通年	1, 8 0 0
		11 生活支援 体制整備 事業	誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう「医療・介護・生活支援・介護予防・住まい」の5つの要素が連携し、高齢者の在宅生活を支える仕組づくりの構築。	・自助・共助・互助・公助をつなぎ合わせることで高齢者の在宅生活を支えることが出来る。	通年	8, 7 4 9
		12 元気シニア ボランティア 事業	社会参加及び地域への貢献及び健康を増進することにより要介護状態の予防になる。	・地域の生活支援体制の向上になる。	通年	6 3 5
		13 成年後見 制度利用促進 に関する中核 機関運営事業	成年後見制度を円滑に利用できるよう必要な支援を行う。	・認知症、知的障害、精神障害等の判断能力が十分でない者の権利を援護し地域で安心して暮らせる社会の実現が図れる。	通年	4, 2 0 1
		14 ひきこもり 支援事業	ひきこもり状態にある本人、家族からの相談を受けて、訪問による支援や専門機関への紹介等を行う。 また、早期発見や早期支援開始につなげるための支援拠点（居場所、相談窓口など）づくりを行う。	・支援対象者の実態やニーズを明らかにし、必要な人に支援が届く体制づくりになる。	通年	4, 0 0 0

	介護保険事業	1 介護保険事業	居宅介護支援事業の実施 利用者に、必要な日常の保健医療福祉サービスを提供できるよう居宅サービス計画を作成、各サービスの調整を図る。	・要介護者が日常生活を円滑に送ることが出来る。	通年	2 2 , 5 2 2
		1 福祉用具の貸出事業の実施 2 福祉車両の貸出事業の実施 3 共同募金会 かすみがうら市 共同募金委員会	市内在住の方で、一時的に福祉用具の利用が必要な方に対して、車イス及びベッドを貸し出す。 通院等車イス車両の必要な方に対し福祉車両の貸出を行う。 ①共同募金運動の推進 ②歳末たすけあい運動の推進 ③災害支援募金活動	・在宅での生活向上 ・特殊車両を本会が貸出しすることにより、利用者の利便性の向上が図れる。 ・国内の福祉の助け合い運動への理解。災害支援の協力	通年 10 月 1 日から 12 月 31 日 災害発生時指定期間	

社会福祉法人以外の実施事業

日本赤十字社 地区活動		日本赤十字社 かすみがうら市 地区	・赤十字社社員啓発運動 ・災害救護活動 ・災害支援募金活動 ・災害救援物資の配布	・赤十字社活動への理解。 災害発生時の被災者に支援を行い救済活動に協力。	通年	
福祉団体 業務		社協が行う福祉 団体事務	・老人クラブ連合会事務局 ・ボランティア連絡協議会事務局 ・母子寡婦福祉会事務局 ・手をつなぐ育成会事務局	・福祉関係団体の育成を支援し、地域福祉の活性化につながる。	通年	